

国土強靱化基本計画の変更に向けて

〔 主なご意見に対する現状 〕

令和4年12月7日

内閣官房国土強靱化推進室



1. 第68回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状	P2
-----------------------	----

1. 第68回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

○基本計画の見直しにあたり、前回の第68回懇談会(R4.10.31)でいただいた主なご意見について、各府省庁の現状を次のとおり施策分野ごとに整理。

意見概要	現 状
行政機能/警察・消防等/防災教育等	
<p>1. 経済活動を機能不全に陥らせないために、大規模地震の後に次の地震が発生することを想定した議論がなされていない。そろそろ、日本社会が苦しまらないようにするためにも検討が必要。</p>	<p>大規模地震の後に次の地震が発生する時間差発生等の防災対応については、平成30年において中央防災会議の下に設置された「<u>南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ</u>」で議論されたところ。</p> <p>このとりまとめ結果を地方公共団体や企業が防災対策に生かすため、各機関が具体的な防災計画を策定する際に参考にできるようガイドラインを公表するとともに、<u>南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、時間差発生等の対応として、南海トラフ地震臨時情報を発表し、それに即した防災対応をするよう定めており、各機関にその対応を取るよう推進しているところ。</u></p> <p>今後、基本計画の見直しに向けて、<u>課題等を整理し、時間差発生等の対策について、検討してまいりたい。【内閣府】</u></p>

1. 第68回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(第1版)」の概要

- 南海トラフ地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された場合に、地方公共団体、指定公共機関、企業等が、とるべき防災対応を検討し、あらかじめ計画としてとりまとめるために参考となる事項を記載
- 南海トラフ地震防災対策推進地域内にある地方公共団体、指定公共機関、不特定多数の者が利用する施設、危険物を取扱う施設等を管理又は運営する者等が活用することを想定
- 突発的な地震発生に備えて対策を進めていくことが基本であるが、国が南海トラフ沿いの地域において地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された旨の情報を発表した場合には、その情報を活用し被害軽減につなげていくことが重要

【ガイドラインの構成】

- 第1編：共通編
 - ・地方公共団体、指定公共機関・特定の企業等に共通する基本的な考え方
 - ・国が発表する情報の流れ
- 第2編：住民編
 - ・地方公共団体の検討手順等
- 第3編：企業編
 - ・指定公共機関、特定企業等の検討手順等

地域	作成主体	法律に基づく計画策定義務等
南海トラフ地震防災対策推進地域(707市町村)全域	都府県、市町村	南海トラフ地震防災対策推進計画 地域防災計画への反映に努める
	指定公共機関 ・電気事業会社 ・通信事業会社 ・ガス事業会社 ・流通事業会社 等	南海トラフ地震防災対策推進計画
推進地域のうち津波防災地域づくりに関する法律に基づき都府県知事が設定する津波浸水想定において、水深30cm以上の浸水が想定される区域	①病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設 ②石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設 ③鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業 ④地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業(1000人以上の工場、学校、社会福祉施設、地方道路公社が管理する道路・一般自動車道路、放送、ガス、水道、電気、石油パイプライン等)	南海トラフ地震防災対策計画

(出典)内閣府提供資料

1. 第68回懇談会でいただいた主なご意見について (1) 主なご意見に対する現状

南海トラフ地震臨時情報の概要

南海トラフ沿いでM8クラスの地震等の異常な現象を観測した場合、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表。国、地方公共団体、指定公共機関等は後発地震に備えた防災対応を実施。

半割れケース	一部割れケース	ゆっくりすべりケース
<p>想定震源域の半分相当の領域でM8.0以上の地震が発生し、残りの震源域においてM8.0以上の大規模地震が発生する可能性が高まっているケース</p>	<p>想定震源域の一部でM7クラスの地震が発生し、残りの震源域においてM8.0以上の大規模地震が発生する可能性が高まっているケース</p>	<p>想定震源域内で通常とは異なるゆっくりすべりが観測され、想定震源域においてM8.0以上の大規模地震が発生する可能性が高まっているケース</p>
<p>南海トラフ東側で大規模地震(M8クラス)が発生</p> <p>西側は連動するのかわ</p>	<p>南海トラフで地震(M7クラス)が発生</p> <p>南海トラフの大規模地震の前震か</p>	<p>ひずみの変化</p> <p>ひずみ計による(変化を)観測</p> <p>跳ね上がり(地震発生)</p> <p>ゆっくりすべり</p> <p>強くくっついている境界</p>
<p>【事例】1854年安政東海地震、安政南海地震</p>	<p>【事例】2011年東北地方太平洋沖地震</p>	

さらに大きな地震への注意や警戒の呼びかけ

南海トラフ地震臨時情報 気象庁が発表

南海トラフ沿いで地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された旨の情報

<p>情報発表時の主な対応</p>	<p>1週間の事前避難※</p> <p>※半割れケースのみ</p>	<p>揺れを感じたら直ちに避難するための準備</p> <p>直ぐに逃げ出せる体制での就寝</p>	<p>日頃からの備えの再確認</p> <p>インターネット</p> <p>ラジオ</p> <p>しずめ金具</p> <p>家具転倒防止板</p> <p>備蓄食品の賞味期限</p>
-------------------	-----------------------------------	--	---

- ・国、地方公共団体、指定公共機関等は、後発地震に備えた防災対応をとる必要
- ・内閣府では、臨時情報発表時の防災対応の参考となる事項をガイドラインで公表

(出典)内閣府提供資料

1. 第68回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

意見概要

現 状

行政機能/警察・消防等/防災教育等/リスクコミュニケーション

2. デジタル等新技術の活用による国土強靱化について、情報弱者に陥りやすい高齢者・障害者などの情報提供の観点も含めるべき。

災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者、消防機関等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を関係省庁と連携し促進することとしているところ。【内閣府・総務省】

3. 民間企業だけでなく、NPO等の市民セクターの参画が重要。「ぼうさいこくたい」のような市民が参加する機会を増やすとともに、行政と市民とがコミュニケーションをとることができる仕組みを作るべき。

「ぼうさいこくたい」の他、「津波防災の日スペシャルイベント」の開催や、全国各地における活動の参考となる防災情報のホームページによる発信、地区防災計画の策定促進などに取り組んでいるところ。引き続き、御指摘の内容を踏まえながら、あらゆる機会をとらえて、防災の取組への市民参加について促してまいりたい。【内閣府】

1. 第68回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

「津波防災の日」・「世界津波の日」における普及啓発の取組

【背景】

東日本大震災（2011年3月11日）

- 津波は、ひとたび起きれば、その被害は甚大であり、被災範囲も広いのが特徴です。東日本大震災では、津波や津波からの避難方法を知らないために多くの方が犠牲になりました。



津波による被害（宮城県気仙沼市）

11月5日「津波防災の日」

- 東日本大震災を教訓とした「津波対策の推進に関する法律（2011年6月）」により、11月5日が「津波防災の日」として制定されました。
- これは、嘉永7年（1854年）11月5日の安政南海地震（M8.4）で和歌山県を津波が襲った際に、稲に火を付けて、暗闇の中で逃げ遅れていた人々を高台に避難させて命を救った「稲むらの火」の逸話にちなんでいます。



稲束（稲むら）に火をつける濱口梧陵

11月5日「世界津波の日」

- 「第3回国連防災世界会議」や「持続可能な開発のための2030アジェンダ」のフォローアップとして、2015年12月、国連総会で、我が国をはじめ142カ国が共に提案し、11月5日を「世界津波の日」として制定する決議が満場一致で採択されました。
- 「津波防災の日」である11月5日が平成27年12月の国連総会決議において「世界津波の日」とされたことも踏まえ、「津波対策の推進に関する法律」に、国際協力の推進に資するよう配慮する旨の規定を追加。



第70回国連総会本会議の様子

【取組】

1. 啓発ポスター等の作成・配布

- ・ポスター A2版 約6,000部
- ・ピンバッジ 約1,500個
- ・レジディスプレイ 全国のコンビニ、スーパー等で表示



2. 「津波防災の日」啓発イベントの実施

- 毎年、11月5日に「津波防災の日」啓発イベントを実施しています。
- 令和4年度は、「津波防災の日」スペシャルイベントを東京のメイン会場と北海道根室市及び和歌山県那智勝浦町のサブ会場をオンラインで結んで開催しました。



3. 教育コンテンツの作成

- 津波防災啓発動画を内閣府HPに掲載しています。岩手県釜石市と高知県黒潮町の防災取組を、中学生や現場で実際に関わっている方々のインタビューを交えながら、防災教育を中心に紹介しています。



「津波でんでんこ」の教え（内閣府HPより）



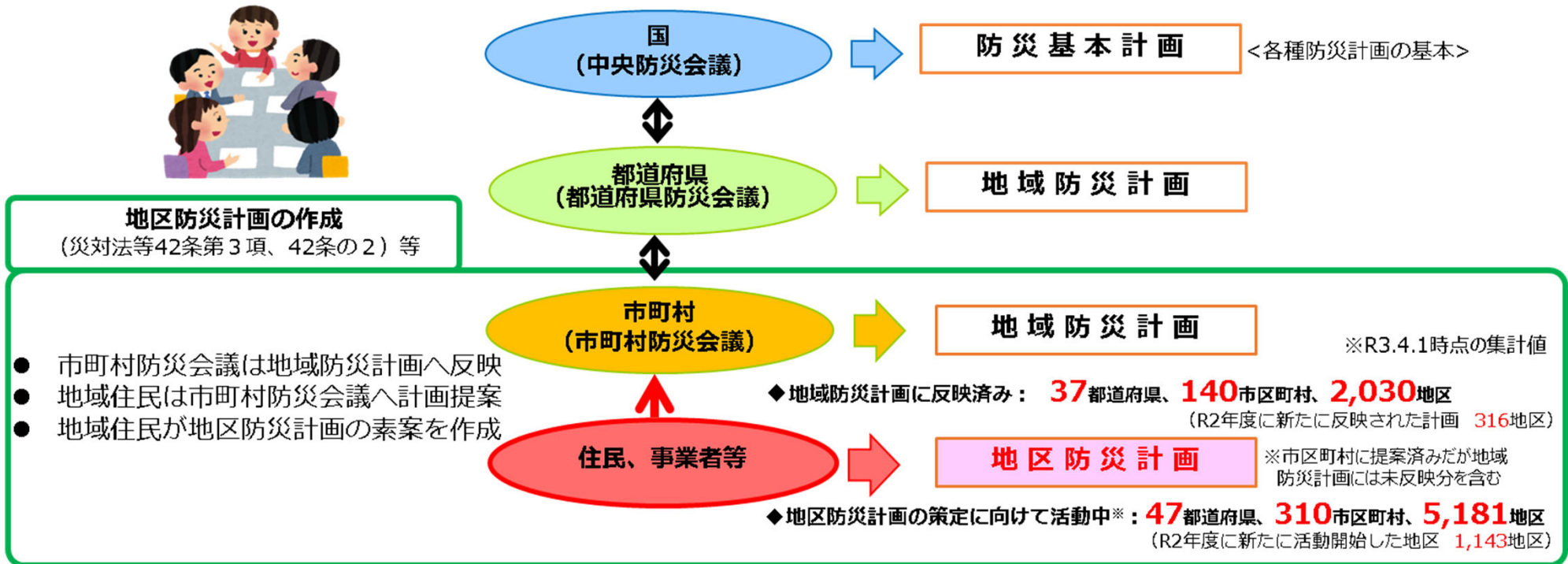
「いのちを守る防災教育」を語る釜石中学生（内閣府HPより）

1. 第68回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

地区防災計画制度の概要

- 地域住民が自発的に防災計画を作成する活動を応援するため、災害対策基本法が改正され、平成26年4月から「地区防災計画制度」が開始。
- 住民等が地区の防災計画を策定し、市町村へ提案できる計画制度。(平成26年4月1日施行)



地区防災計画の内容の例			
①平常時	②災害警戒時	③応急対策時	④復旧・復興時
<ul style="list-style-type: none"> ● 防災訓練、避難訓練連絡体制の整備、避難路・避難所の確認 ● 要配慮者の保護等地域で大切なことの整理 ● 食料等の備蓄 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報収集・共有・伝達 ● 避難判断、避難行動等 ● 住民の所在、安否確認 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 率先避難、避難誘導、避難の支援 ● 物資の仕分け・炊き出し ● 避難所運営、在宅避難者への支援 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者に対する地域コミュニティ全体での支援 <p>など</p>

1. 第68回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

意見概要

現 状

行政機能/警察・消防等/防災教育等/リスクコミュニケーション

4. 国土強靱化について、従来のハード対策のイメージを払拭し、地域の防災力強化の担い手育成など幅広い取り組みを展開していく視点も重要。

災害のリスクを認識し、備えの必要性を実感させるようなパンフレット・啓発動画の作成、防災情報のホームページによる発信、防災訓練の実施、地域での防災行動を促す「地区防災計画」の策定促進など、住民自らが災害を我が事と捉え、災害時に適切な行動を取れるよう、防災意識の向上に向けた取組を推進している。

また、「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」の構築により、地域のボランティア人材の育成・スキルアップを図り、発災時には速やかに被災者支援に取り組めるようにするなど、地域防災力の向上を図っているところ。【内閣府】

自主防災組織のリーダー育成に係る教材の有効的な活用に係る研修会を、都道府県又は市町村の自主防災組織等の担当者向けに、令和2年度から実施している。また、当該研修会を受講した地方公共団体の担当者や自主防災組織のリーダー等が実施する「リーダー育成研修会」の成果について、広く全国に周知していくとしているところ。【消防庁】

5. 平時から取り組まなければならないことと、災害対策を結びつける取組が必要。まちづくり全般を担いながら防災を担えるようなところへ支援すべき。

地域住民の防災意識の向上等を目的として、東日本大震災の被災地で活躍した市町村職員、消防団員、女性防火クラブ員、自主防災組織の構成員等の方々を語り部として、希望する全国の市町村に派遣し、講演等を行う「災害伝承10年プロジェクト」を平成25年度から実施しているところ。【消防庁】

1. 第68回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

「避難生活支援リーダー／サポーター」研修について

(「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」の構築)

- 内閣府では、災害の頻発化、避難の長期化の中、意欲のある地域のボランティア人材に、避難生活環境向上のためのスキルを身につけてもらうためのモデル研修を令和4年度から開始。
- こうした人材が地域で活動できる仕組みづくりを通じて、担い手の拡大と「災害関連死・ゼロ」の実現を目指す。

「災害関連死・ゼロ」を目指して

災害の頻発化、超高齢社会到来に伴い、**良好な避難生活環境の確保が急務**
(参考) 熊本地震(H28): 避難所解消まで約7ヶ月、災害関連死が全体の約8割

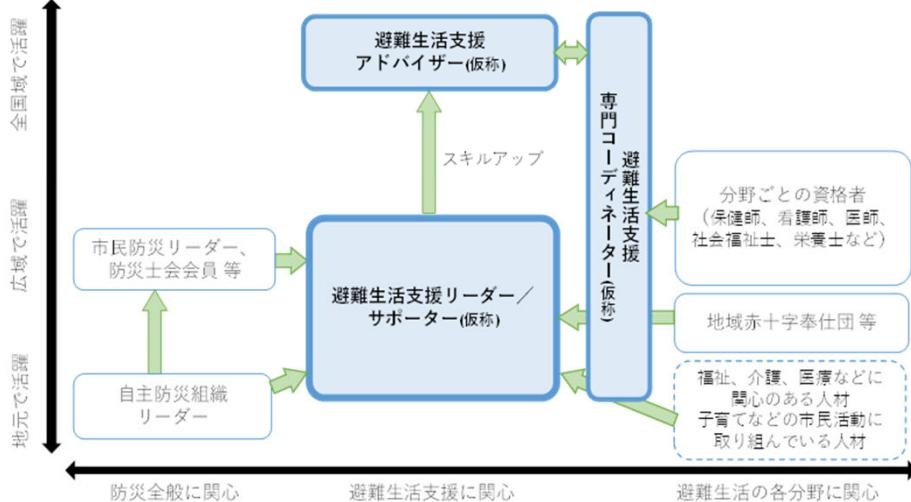
避難所運営は、地縁組織やボランティアの協力を得て、**自主的運営へ移行するのが望ましい**

避難所は一時的な「生活の場」。避難の長期化に伴うさまざまな課題への対処には、**専門のスキルが必要**

意欲のある地域の人材に**体系的なスキルアップの機会を提供**

避難生活支援リーダー／サポーターとは

- ・ 避難生活を支援する3つの人材モデル(有識者会議提言)の一つ
- ・ 災害時に避難所に入って支援。全国各地での人材層の拡大が急務



研修プログラム・受講者

- ・ 知識だけでなく、対人対応・コミュニケーション力が必要

プログラム	時間	内容(作成中のもの)
① オンデマンド講義	8コマ	災害支援・避難所の基礎知識、多様な被災者への配慮、避難所運営の知識・スキル等
② 避難所運営演習1	半日	基礎講義、ワークショップ(被災者の心情等理解)、ふりかえり
③ 避難所設営演習2	1日	基礎講義、ワークショップ(避難所の課題と生活環境の整備)、ふりかえり
④ 住民参加型演習3	1日	基礎講義、ワークショップ(対人コミュニケーション)、他の運営担い手との連携・協働)、ふりかえり

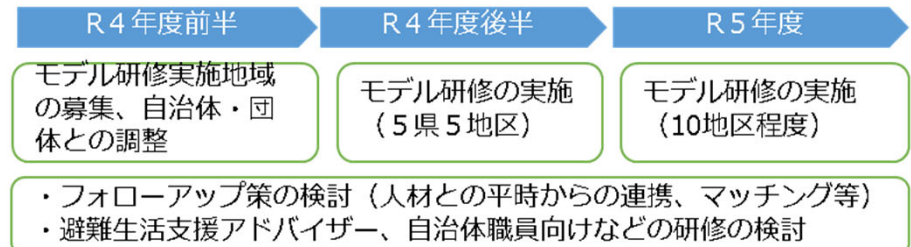
- ・ 女性、若者、子育て支援者など、幅広い層の参加に期待(左図)

人材が活躍できる仕組みづくり

研修終了者は、地元自治体の名簿に名前を登録。平時から避難所運営訓練に参加するなどして、顔の見える関係を構築

大規模災害時には、継続的・連続的な支援が必要。日赤支社、防災士の団体、地元大学・企業などの団体の役割に期待

今後のスケジュール



1. 第68回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

意見概要

現 状

行政機能/警察・消防等/防災教育等／産業構造／官民連携／リスクコミュニケーション

6. 担い手不足を解消するためには地域密着な公益的企業を地域の防災力強化の担い手として位置付けていくべき。

企業の事業継続戦略・対策の検討の際には、「地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮することが重要である」こと、及び、「企業・組織は、地域を構成する一員として、地域への積極的な貢献が望まれる。地元の地方公共団体との協定をはじめ、平常時から地域の様々な主体との密な連携が推奨される」ことを「事業継続ガイドライン」に記載している。

企業を含めた地域防災力の向上に関しては、住民や事業者が普段から地域のリスクを把握し、避難計画を立てるなど、地域でのまとまった防災行動を促す「地区防災計画」の策定を推進しているところ。【内閣府】

消防団又は自主防災組織が地域の防災組織等と連携して行う事業に対する支援を令和2年度から実施しているところ。【消防庁】

1. 第68回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

意見概要

現 状

住宅・都市

7. 緊急輸送道路沿いの建物の耐震化状況が公表されているが、耐震化が進んでいない自治体もあり危機的状況。民間主体で動かざるをえないことだが、耐震化を進めないといけない。基準が変更したことによる安全性を調査するため、耐震診断だけでも国が面倒を見てもよいのではないか。

令和3年12月に耐震改修促進法に基づく基本方針を改定し、R7年までに耐震性の不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消する目標を設定し、その達成に向けた所有者への指導・助言の強化等を位置づけたところであり、これを踏まえた耐震改修促進計画の改定を地方公共団体に促している。

緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化については、都道府県又は市町村が対象道路及び耐震診断の報告期限を各地方公共団体の耐震改修促進計画にそれぞれ定めて進めているものであるが、これらの建築物の耐震診断に対しては国及び地方を合わせて最大5/6の補助率で重点的な支援を行うとともに、耐震改修についても重点的な支援や税制特例の延長要求を行っているところである。

これらの施策により、引き続き耐震診断義務付け対象建築物の耐震化に取り組んでいくところ。

なお、緊急輸送道路等沿道建築物の全国の耐震化率は4割程度であるが、これは緊急輸送道路沿いの全ての建築物ではなく、「一定の高さ以上の旧耐震基準の建築物」に限った耐震化の状況である。【国土交通省】

1. 第68回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

建築物耐震対策緊急促進事業（地域防災拠点建築物整備緊急促進事業）

1. 事業概要

多数の者が利用する大規模建築物、災害時に機能確保が必要な建築物、緊急輸送道路沿道の建築物等の、耐震診断や耐震改修・除却・建替え等に対して支援を行う

2. 事業要件

- (耐震診断・補強設計) ○地方公共団体が定める耐震改修促進計画等に定められた取組方針に基づき実施されること
 (耐震改修等) ○耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること
 ○耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること（除却する場合を除く）
 ○建替後の住宅は、原則として土砂災害特別警戒区域外に存すること
 ○建替後の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合すること など

<建築物の耐震化に関する主なメニュー>

対象建築物		対象となる建築物の概要	補助率（民間が事業主体の場合）			
			耐震診断(※1)	補強設計	耐震改修等(※2)	
耐震診断義務づけ建築物	要緊急安全確認大規模建築物	耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられている以下の建築物 ・不特定多数の者が利用する大規模建築物（病院、劇場、集会場、百貨店等） ・避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物（小学校、老人ホーム等） ・一定量以上の危険物を取扱う大規模な貯蔵場等		国1/2 地方1/3	国1/3 地方11.5%	
	要安全確認計画記載建築物	耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられている以下の建築物 ・都道府県が指定する災害時に公益上必要な防災拠点建築物 ・地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物	国1/2 地方1/3	国1/2 地方1/3	国2/5 地方1/3	
上記以外の建築物	避難場所等	地域防災計画に位置づけられている（又は位置づけられることが確実な）避難場所等で、10年以上活用されるものである等の要件を満たすもの	国1/3 地方1/3	国1/3 地方1/3	国1/3 地方1/3	
	上記以外の建築物	延べ面積1,000㎡（幼稚園、保育園又は地方公共団体等と災害時の活用に関する協定等を締結されている建築物にあっては500㎡）以上で、災害時に重要な機能を果たす建築物（医療施設、避難所、集合場所、情報提供施設、給食提供施設等）	国1/3 地方1/3	国1/3 地方1/3	国11.5% 地方11.5%	
	沿道建築物	緊急輸送道路	主要な防災拠点等を連絡する緊急輸送道路の沿道に立地し、道路を閉塞するおそれがある等の要件を満たす建築物	国1/3 地方1/3	国1/3 地方1/3	国1/3 地方1/3
	上記以外の避難路	上記以外の避難路等を閉塞するおそれがある等の要件を満たす建築物・マンション	国1/3 地方1/3	国1/3 地方1/3	国11.5% 地方11.5%	

※1 限度額 1,050～3,670円/㎡

※2 限度額 51,200円/㎡（建築物の場合）、除却・建替えの場合は改修費用相当額に対して助成

1. 第68回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

意見概要

現 状

住宅・都市／土地利用(国土利用)

8. 国民一人一人が取組まないといけないことについては、議論がされているのか。民間の耐震化や土地利用の問題など、国民一人一人の意識のスイッチが入らなければいけない。

民間の耐震化については、令和3年12月に耐震改修促進法に基づく基本方針を改定し、新たな目標を設定するとともに、所有者への指導・助言の取組の強化等を位置づけ、これを踏まえた耐震改修促進計画の改定を地方公共団体に促している。

現在、各地方公共団体において、引き続き耐震化の機運醸成・普及啓発活動に取り組んでいるところであり、国としてもそれらの取組に対する助成を行うとともに、関連団体と連携して普及啓発資料の作成・配布や建築物防災週間における取組等による機運醸成を行っているところ。【国土交通省】

土地利用の問題については、令和2年に土地基本法の改正を行い、法目的に「災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興に資する適正な土地の利用及び管理」に関する施策を総合的に推進することを明記した上で、土地所有者等はその土地の所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正に利用及び管理を行う責務を有することを明確化したところ。【国土交通省】

住宅・都市／官民連携

9. デジタル等新技術の活用による国土強靱化について、国土強靱化としては、より豊かな地域づくり、より人員を増やしていくための政策につなげていく必要がある。地方が主体となって活動できる要素を盛り込むべき。

現行の基本計画第1章国土強靱化の基本的考え方において、特に配慮すべき事項として、「企業・団体のほか、地域住民、コミュニティ、NPOなどの各主体が実施する自助・共助の取組が効果的で持続的なものとなるよう、実践的な訓練・教育、リスクの見える化の取組、平時からのコミュニティの活力維持(コミュニティのレジリエンス)等への支援を行う」ことを明記しているところ。また、地域の課題をデジタルで解決するといった「デジタル田園都市国家構想」の取組は国土強靱化にもつながるため、施策面でも相互に連携することが必要であるところ。【内閣官房】

1. 第68回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

土地基本法の改正の概要

※土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)による改正

人口減少社会に対応し、土地の適正な「利用」「管理」の確保の観点から土地政策を再構築
⇒法全般(「目的」「基本理念」「責務」「基本的施策」)で、周辺に悪影響を与えないように「管理」をすることの重要性等を明確化

課題:人口減少下での地域の活性化、持続可能性の確保

目的

- ①土地・不動産の有効活用
(既に利用されているものの最適活用、低未利用のもの創造的活用)
- ②防災・減災、地域への外部不経済の発生防止・解消
(所有者不明土地対策、管理不全土地対策等)

基本理念・責務

- 土地の適正な「利用」「取引」とともに適正な「管理」を確保
- 土地所有者等の責務を明確化
(登記等権利関係の明確化、境界の明確化に関する規定を追加)

基本的施策

- 土地の適正な「利用」及び「管理」を確保する観点から「基本的施策」を見直し
(低未利用土地対策、所有者不明土地対策に関する規定を追加)

土地基本方針(新設)

- 「基本的施策」の具体的な方向性を明示
 - ・土地に関する計画制度に管理の観点を追加
 - ・低未利用土地、所有者不明土地を含め土地の需要喚起と取引のマッチング、有効利用の誘導、管理不全土地対策の促進等を図る取組の推進
 - ・既存ストック等の円滑な取引に資する不動産市場整備の推進
 - ・地籍調査の円滑化・迅速化、不動産情報の充実・最新化等を図る取組を通じた情報基盤の整備等

1. 第68回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

意見概要

現 状

住宅・都市／老朽化対策

10. 避難所となる小中学校は災害対応時の拠点としても重要だが、近年は少子化による統廃合で機能しなくなっているところが多い。校舎等の環境改善だけでなく、学校そのものの維持、地域の災害対応の拠点として活用することも検討が必要ではないか。

現在、公立学校の約9割が避難所に指定されているところであり、国土強靱化施策の中で、避難所となる学校施設の防災機能の強化等を一層推進するよう取り組んでいる。
また、廃校となった施設は自治体の普通財産となり、各自治体の判断により活用が進められているが、避難所や備蓄倉庫等としての活用事例もあるところ。文部科学省では、廃校施設の有効活用に向けて、廃校情報や活用事例のホームページ掲載等に取り組んでいるところ。【文部科学省】

中山間地域等において生活サービス機能等を担う「小さな拠点」の形成にあたっては、拠点施設として廃校が活用される場合や、拠点施設が防災機能を具備している場合もあるところであり、引き続き関係省庁の連携により「小さな拠点」の形成を推進することとしているところ。【内閣府】

11. 地方創生の観点として、基本計画に文化の継承を絡める可能性があるのではないか。

魅力ある地方を創生し、地方の活力を引き出すため、地域の宝である文化財の保存・活用が重要。このため、「国土強靱化基本計画」及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に文化財の防災対策等を位置付け、地域の魅力ある文化財を安全に活用するための取り組みを計画的に推進しているところ。

「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月7日閣議決定)においても、「文化によるまちづくり」を推進するため、文化財の適正な周期による修理や防災・防犯対策等の取組を計画的に行うこととしているところ。【文化庁】

1. 第68回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

文化財の防災対策・耐震対策等の取組について

- 首里城跡の火災や近年の自然災害の被害等を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）において**文化財の防火対策・耐震対策等を追加**
- 中長期的な視点で取り組むべき課題を検討のうえ、目標達成のために計画的な整備を実施
- 国土強靱化地域計画に明記された文化財関係事業について、優先採択等の**重点化**を予定

国指定文化財等の防火対策 重要文化財（建造物）・博物館等 に係る防火設備の整備等

【今後の目標】

- ①国指定文化財（建造物）
世界遺産・国宝の対策進捗率
11%→100%（103件）（令和6年度）
- ②国宝・重要文化財（美術工芸品）が保管される博物館等
特に緊急的対策を要する博物館
の対策進捗率
30%→100%（令和6年度）



放水銃



自動火災報知設備（受信機）

国指定文化財等の耐震対策 国宝・重要文化財等に係る 耐震診断・耐震対策工事

【今後の目標】

- 下記物件に係る対策着手率
5%→50%（104件）（令和7年度）
- ・不特定多数が滞留する可能性の高い国宝・重要文化財
 - ・世界遺産・国宝（避難が容易でないなど緊急性が高く、場内の主たる建物であるなど不特定多数が滞留する可能性の高い箇所）



耐震対策工事（松江城天守）



左：格子壁補強 右：鉄骨フレーム

史跡名勝天然記念物等の老朽化対策 史跡名勝天然記念物の 適切な整備周期(※)による保存整備

【今後の目標】

- 入場者数が多く、また災害時に近隣に被害を及ぼす可能性の高い城郭等の整備周期短縮
45年→30年（令和7年度）

※従来の整備周期を踏まえれば、30年に1度の保存整備が望ましい。



被災事例（史跡津山城跡）
城郭公園内の遊歩道下の法面が崩落。

1. 第68回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

意見概要	現 状
エネルギー	
12. 石油に比べるとLNGの備蓄量が少ない。エネルギーの大きな課題。	<p><u>LNGの供給源を多角化するなど、安定供給確保に向けた取組を行ってきたことに加えて、原燃料途絶等により需給ひっ迫が顕在化した際の業界を超えた原燃料融通の枠組みの構築や戦略的に事業者が余剰在庫を持つことへの支援の検討を行っていくところ。【資源エネルギー庁】</u></p>
13. 再生可能エネルギーを含めた送配電網の構築について、従来の上流側に位置する発電所からの供給の観点だけでなく、各所の再生可能エネルギーからの売電供給も踏まえた、送配電網の再構築が必要。	<p><u>再生可能エネルギーのような分散型電源の活用に向けて、全国大での再エネ特別措置法に基づく導入支援や、系統整備、蓄電池の導入支援等を実施することでその普及を図っているところ。【資源エネルギー庁】</u></p>

1. 第68回懇談会でいただいた主なご意見について

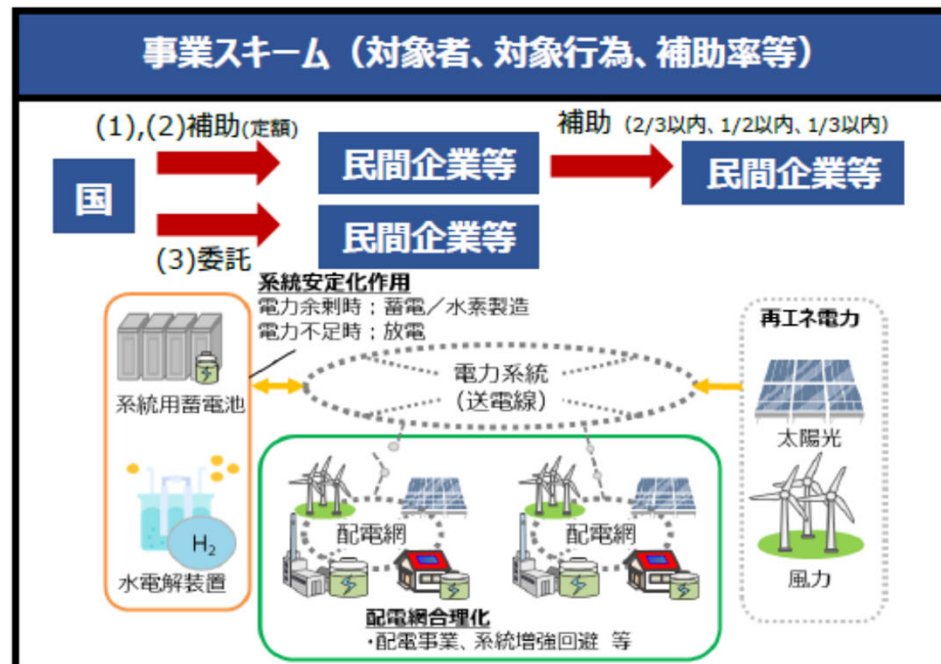
(1) 主なご意見に対する現状

系統用蓄電池等の導入及び配電網合理化等を通じた再エネ導入加速事業

資源エネルギー庁省エネルギー・
新エネルギー部
新エネルギーシステム課

令和5年度概算要求額 **100.0 億円** (新規)

事業の内容
<p>事業目的</p> <p>再生可能エネルギーの出力変動に対応する系統用蓄電池や水電解装置、配電事業等で活用できる蓄電池等の分散型エネルギーリソース及びエネルギーマネジメントシステムなどの導入支援、および再エネ接続の律速となる系統増強等の対策に資する検討・実証の支援を行います。また、地域に根差した再エネ事業の拡大のために地域共生に取り組む優良事業の顕彰を行います。これらを通じ2050年カーボンニュートラルの実現に向け再生可能エネルギーの導入の加速化等を図ることを目的とします。</p>
<p>事業概要</p> <p>(1) 系統用蓄電池等の導入支援 再エネ導入の加速化に向け、調整力等として活用可能な系統用蓄電池や水電解装置等設備、配電事業等に利活用できる蓄電池やエネルギーマネジメントシステムなどの導入に係る費用を補助します。</p> <p>(2) 計画策定・実証支援 配電事業へ参入検討を行う事業者に対し必要な検討に係る費用の補助を行います。加えて、再エネをより多く電力系統に接続するにあたり、系統増強等の代わりに大型蓄電池や水電解装置を導入するといった実証に係る費用を補助します。</p> <p>(3) 地域共生型再生可能エネルギー顕彰事業 地域に根差し信頼される再生可能エネルギーの拡大を目的に、地域共生に取り組む優良事業を顕彰します。</p>



成果目標
<p>(1) を通じ、再エネ導入に必要な調整力等の供出が可能なリソース等の導入を支援することで、第6次エネルギー基本計画で設定された2030年までの再生可能エネルギー電源構成比率36~38%の達成を目指します。</p> <p>(2) を通じ、計画策定・実証支援を行った事業者の中から1者以上配電ライセンス取得等、事業化につなげることを目指します。</p> <p>(3) を通じ、地域と共生するために優良な取組を実施している再エネ事業を顕彰する地域共生型再生可能エネルギー顕彰事業の認知度向上を目指します。</p>

1. 第68回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

意見概要

現 状

農林水産

14. 気候変動の適応について、農林水産業の分野では、気温上昇や様々な状況に応じて作物を変えることが実際に行われているが、水利用を含めて地域のルールが変わることに伴い、災害対応の仕方を変えていく必要があると考えている。気候変動への適応策として、新しい取組をする際の地域の調和を図るソフト対策について言及すべき。

令和3年5月に策定した「みどりの食料システム戦略」を踏まえ同年10月に改定した「農林水産省気候変動適応計画」に基づき、気候変動に適応する品種の開発・普及等を推進している。

また、地域の調和を図るソフト対策として、以下の取組を実施したところ。【農林水産省】

- ・ 令和元年度から3年度にかけて、地方公共団体、農林漁業者、関係団体等が、地域における気候変動や適応策に関して理解を深め、気候変動による被害、気候変動がもたらす機会、適応策の具体的アイデア等について検討し、適応策を実践するメリットを共有するため、「地域における気候変動適応実践セミナー」を開催
- ・ 適応策の計画策定、導入等に係るステークホルダーの合意形成をサポートするため、地域ごとの気候予測、主要な農林水産物の影響評価、適応策、熱帯果樹等の情報を収集・整理したウェブ検索ツールサイトを公開
- ・ 各地域内の地方公共団体・地域気候変動適応センター・国の地方行政機関・研究機関等で構成される気候変動適応広域協議会に参画し、地域レベルの気候変動や適応策に関する情報共有や連携強化等を推進
- ・ 将来予測される気温の上昇、融雪流出量の減少等や、集中豪雨の増加等の影響を踏まえ、ハード・ソフト対策を適切に組み合わせ、効率的な農業用水の確保・利活用等を進め、農村地域の防災・減災機能の維持・向上を推進

1. 第68回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

地域気候変動適応推進事業における取組

- 地域ごとの気候予測、主要な農林水産物の影響評価、適応策、熱帯果樹等の情報を収集・整理し、2020年2月にウェブ検索ツールサイトを公開。
- 各地域において、関心が高い品目等をテーマに設定し、都道府県担当者、農林漁業関係者等を対象とした『地域気候変動適応実践セミナー』を現地又はwebにより開催し、意見や情報を交換。
- 地方自治体の品目、項目、予測年度等のニーズに基づき、ダウンスケールした影響予測データを産地に提供。
- 2021年度末までに、46都道府県が農業、防災、暑熱対策等を含む「地域気候変動適応計画」を策定。

地域気候変動適応実践セミナー開催実績

開催年度	地域	テーマ
2019	中国四国	果樹
	関東	果樹
2020	九州・沖縄	果樹
	東北	果樹
	近畿	果樹
	関東・北陸・東海	水稻
	中国四国	水産業
2021	関東・東海	果樹
	東北	水産業
	中国・四国	水稻
	九州・沖縄	麦・野菜等
	北海道	麦・野菜等

気候変動の影響への適応に向けた将来展望ウェブ検索ツール（農林水産省）

(影響評価検索サイト)

(熱帯果樹情報サイト)



(適応策検索サイト)



(URL) <https://adaptation-platform.nies.go.jp/external/nousui/index.html>

1. 第68回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

意見概要

現 状

農林水産／リスクコミュニケーション

15. 明治用水の問題は異なる省庁が絡み、農業用水が止まったことにより、発電や工業用水全てに影響してしまった。インフラ全体の相互依存が大きな課題として浮き彫りになった。

土地改良施設については、「土地改良施設管理者のための業務継続計画（BCP）策定マニュアル」を作成してBCP策定を推進しており、本マニュアルを通じて、関係行政機関、共同事業者、民間企業、地域関係者等関係者と相互に連携を図りながら体制を構築すること、及び、上水・工水等と施設を共有している場合の住民生活の影響の大きさを勘案した非常時対策を検討することについても推進しているところ。

また、明治用水頭首工における漏水事故を受け、同様の漏水事故を防止する観点から、全国の国営造成施設の頭首工379箇所について緊急点検を実施し、管理者である土地改良区等に対して、BCPの策定についても改めて周知するとともに、関係機関との連携や非常時の用水供給対策について検討するよう周知した。

なお、現在、明治用水頭首工復旧対策検討委員会において、漏水事故発生メカニズムと原因について検討が進められており、今後、明治用水頭首工の漏水事故からの知見を踏まえ、全国にある類似の頭首工を対象に調査を行うことを検討しているところ。【農林水産省】

1. 第68回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

プレスリリース

国営土地改良事業により造成された頭首工の緊急点検の結果について

令和4年5月27日
農林水産省

農林水産省は、愛知県豊田市の明治用水頭首工で発生した漏水事故を受けて、全国の国営造成施設の頭首工の緊急点検を実施し、その結果(令和4年5月26日時点)を取りまとめました。

1. 調査概要

明治用水頭首工で漏水事故が発生したことを受け、同様の漏水事故を防止する観点から、全国の国営土地改良事業により造成された頭首工について、「取水位の低下」、「取水量の低下」、「堰下流からの貯留水の湧出」及び「堰本体からの漏水」の項目等の緊急点検を実施しました。

(1)調査期間: 令和4年5月20日(金曜日)～26日(木曜日)

(2)対象施設: 国営造成施設の頭首工379か所
(なお、明治用水頭首工及び福島県の帰還困難区域内の頭首工の計2か所を除く。)

2. 調査結果の概要

378か所(別紙1)について、「取水位の低下」、「取水量の低下」、「堰下流からの貯留水の湧出」及び「堰本体からの漏水」は確認されませんでした(※1か所は、倒木により進入路が閉鎖されていたため、今後再調査の予定)。

3. 参考

独立行政法人水資源機構が所管する頭首工のうち、農林水産大臣が主務大臣の12施設(別紙2)について、同様の点検を実施し、「取水位の低下」、「取水量の低下」、「堰下流からの貯留水の湧出」、「堰本体からの漏水」は確認されませんでした。

添付資料

別紙1(PDF: 175KB)(国営土地改良事業により造成された頭首工の緊急点検結果)

別紙2(PDF: 53KB)(水資源機構営事業により造成された頭首工の緊急点検結果)

1. 第68回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

意見概要

現 状

農林水産／官民連携

16. 官民連携の促進等について、農林水産業では、民間の取組といっても土地改良区のように公共性の高い組織が支えている。この土地改良区は、地域力が下がって農業自身が厳しい状況のため財政的にも厳しく、また、高齢化による担い手不足が課題となっている。維持管理をきちんとすることはレジリエンス向上につながることから、これらの課題に対してどのように強化し、取り組んでいくかの議論が必要。

公共・公益性の高い基幹的な農業水利施設を対象に、基幹水利施設管理事業及び水利施設管理強化事業により、維持管理費に対する一定割合の支援を行っている。
令和4年度には、流域治水に取り組む施設を補助対象に追加する等の制度拡充を図ったところであり、維持管理費に対する財政的な支援の充実を検討してまいりたい。
また、本年の土地改良法改正により、土地改良事業団体連合会が、土地改良区等が行う土地改良事業の工事を受託できるようにしたところ(令和4年4月施行)。【農林水産省】

1. 第68回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

基幹水利施設管理事業 <公共>

【令和4年度予算額 3,450 (3,719) 百万円】

<対策のポイント>

大規模で公共・公益性の高い国営造成施設の管理に係る経費を助成し、施設機能の適正な発揮を確保します。

<事業目標>

安定的な用水供給と良好な排水条件の確保

<事業の内容>

国営土地改良事業によって造成された一定規模以上の施設であって、公共・公益性に鑑み地方公共団体が管理している施設について、国が維持管理に係る経費の一部を助成し、施設機能の適正な発揮を確保します。

1. 一般型 (国庫補助率：30%)

(治水協定を締結したダム1/3)

次の要件全てに該当する、ダム、頭首工、用排水機場、排水樋門及びこれらと一元管理を行う幹線用排水路

- ① 国により都道府県または市町村へ管理委託されたものであること
- ② 1施設当たりの受益面積がおおむね1,000 (地盤沈下地帯にあっては500) ha 以上、畑を受益とするものにあつては300 (地盤沈下地帯にあっては100) ha 以上
- ③ 非農地率がおおむね10%以上
- ④ 施設の規模等に係る要件に該当する施設又は流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設

2. 特別型 (国庫補助率：40%又は1/3)

次の要件全てに該当するダム、頭首工、排水機場、防潮水門

- ① 国により都道府県へ管理委託されたものであること
- ② 1施設当たりの受益面積がおおむね3,000ha 以上
- ③ 非農地率がおおむね20%以上
- ④ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの

※下線部は拡充内容

<事業イメージ>



(ダム)



(頭首工)



(用水機場)



(排水機場)



(排水樋門)



(排水分水ゲート)

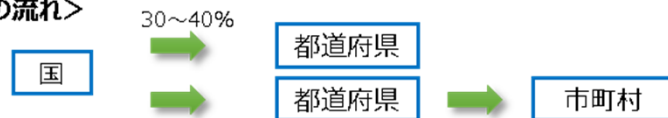


(幹線水路)



(防潮水門)

<事業の流れ>



1. 第68回懇談会でいただいた主なご意見について (1) 主なご意見に対する現状

水利施設管理強化事業 <公共>

【令和4年度予算額 2,086 (1,849) 百万円】

<対策のポイント>

国営造成施設等の管理について、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

<事業目標>

安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

<事業の内容>

集中豪雨の頻発化等によって農業水利施設の公的な役割が増大し、施設管理が複雑化・高度化していることから、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

【対象施設】

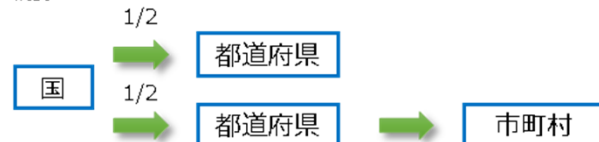
1. 管理強化計画に基づき土地改良区が管理する国営及び国営附帯県営造成施設
2. 洪水調節機能強化に取り組む農業用ダム及び流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業用ため池、排水機場等の農業水利施設（1. の施設を除く）

【対象経費】

1. 一般型（国営及び国営附帯県営造成施設）
 - ① 防災・減災機能を有する施設※：洪水調節機能強化等を含む多面的機能の発揮に対応した費用（維持管理費の「0.75/1.75」相当）
 - ② ①以外の施設：多面的機能の発揮に対応した費用（維持管理費の「0.6/1.6」相当）
 ※地方公共団体が地域防災計画等に位置付けた施設及び治水協定締結ダム
2. 特別型（治水協定ダム等）
 - ① 治水協定ダム：事前放流等利水を目的とした操作管理を超える取組に要する費用
 - ② 流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設：農業用ため池の低水管理等利水を目的とした操作管理を超える取組等に要する費用

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農業水利施設を取り巻く情勢の変化による、施設管理の複雑化・高度化

集中豪雨の増加

都市化・混住化

農業構造等の変化



市街地・集落の浸水

水路への廃棄物流入

営農の多様化による水需要の変化



施設の役割に応じた支援

農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮

農業用ため池の低水管理

スクリーンの除塵作業

きめ細かな操作管理



1. 第68回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

意見概要

現 状

国土保全

17. 河道掘削により大きな効果があったとのことだが、河川法に規定されている環境保全の観点が見えていないか心配。環境を担保しながら河道掘削を進められているのか調査が必要ではないか。

河川整備計画で定めている河道掘削の範囲については、河川工学のみならず、環境に関する学識経験を有する者の意見も聴いたうえで設定している。
さらに、河道掘削を行う際は、河川水辺の国勢調査等をもとに作成した「河川環境情報図」等から当該箇所の動植物の生息・生育状況を確認し、環境への配慮に努めてきているところ。
また、再度災害防止対策として、大規模に河道掘削を行う場合には、多自然川づくりのアドバイザーから助言をいただいている。【国土交通省】

18. 防災対策の一つとしての遊水地がどのくらい確保できたのか、また今後どのくらい確保していく予定か、人が住んでいる堤内側の土地を有効活用した対策の方針について。

国管理河川の遊水地については、完成15か所、事業中15か所となっており、地役権を設定した遊水地では営農が継続され、用地買収した遊水地では公園や採草地などとして活用されているところ。
整備にあたっては、地域の意向や、土地利用状況、自然環境特性を踏まえ、土地利用を検討していく。【国土交通省】

1. 第68回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

意見概要

現 状

国土保全／人材育成

19. 就職時にインフラ分野に興味を持ってくれる人が少ないと感じる。インフラを支える人材がしっかりと評価され、モチベーションを上げられる取組を進めるべき。

建設業の人材が不足することにより道路啓開等の復旧・復興が大幅に遅れる事態を回避するために、技能労働者の処遇改善等の担い手確保・育成に関する施策を引き続き推進しているところ。【国土交通省】

国土保全／官民連携

20. 事前放流の空振りについて、放流したが予想より降雨が少なく貯水量が元に戻らなかったという問題・事例はなかったか。成功事例だけでなく技術として発展させるためにも事前放流がどの程度効果がでているのか。

多目的ダムにおいては、事前放流により洪水調節のための容量を大きく確保することにより、ダムが満杯になることを減らす、または遅らせる効果がある。
しかし、事前放流は、降雨予測に基づき実施するものなので不確実性を含んでいる。そのため、降雨が事前に予測されず事前放流を実施できない、いわゆる「見逃し」がないよう、降雨予測の精度向上に努めているところ。
また、事前放流を実施したものの予測が外れて水位が回復しない、いわゆる「空振り」の可能性があるため、国土交通省では、令和3年度までに、空振りにより水位が回復しない場合の損失補填制度を創設・拡充してきたが、水位が回復しないことにより損失補填を求められた事例はない。【国土交通省】

1. 第68回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

建設キャリアアップシステムの利用状況(2022年10月末)

技能者の登録数

102.4万人が登録

※労働力調査(R3)における建設業技能者数: 309万人

事業者の登録数

19.7万社が登録

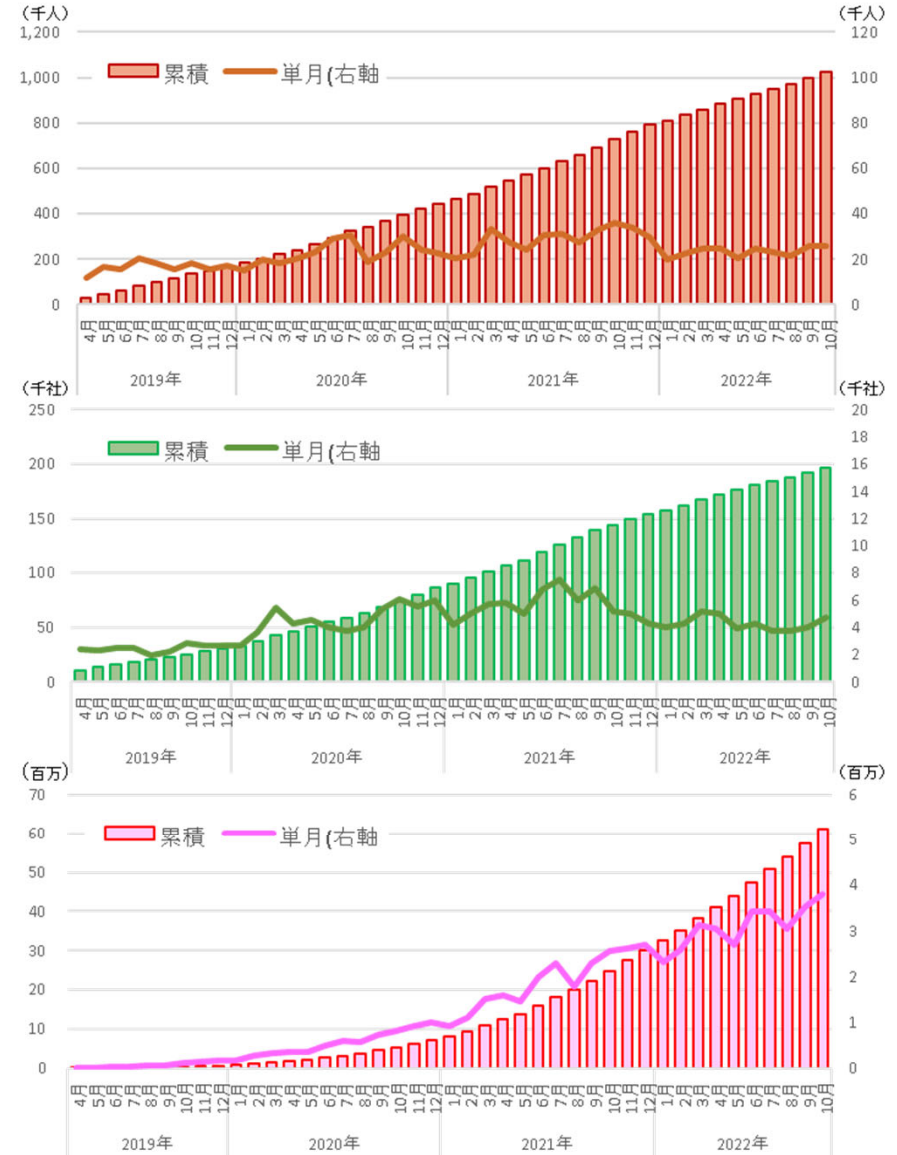
※うち一人親方は6.2万社

就業履歴数

現場での利用は増加傾向

※10月は過去最高となる380万履歴を蓄積

出所: 建設業振興基金データより国土交通省



1. 第68回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

意見概要

現 状

土地利用(国土利用)

21. 政府の南海トラフ地震の発生確率予測からして、西日本が発災した後の個別の計画だけではなく、国土全体としての計画を考える時期にきている。

人口減少・少子高齢化をはじめ、巨大災害や気候変動のリスクの高まりなどの課題に対応する新たな国土形成計画の検討を進めており、来々夏頃の閣議決定を目指しているところ。【国土交通省】

22. 復興については、時代を先取りして、新しい環境に適応できる枠組みが柱になる。

自治体が被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進するため、平成30年7月に「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を策定し、発災後に目指すべき復興まちづくりの目標の事前検討など自治体による取組を促進。また、令和2年6月には復興事業等の経験を有する自治体職員が他自治体に対してノウハウを伝える「復旧・復興まちづくりサポーター制度」の運用を開始するなど、自治体に対する普及啓発・技術的な支援を実施しているところ。【国土交通省】

リスクコミュニケーション

23. SDGsとの協調について、D&Iを達成するためには、公平性の観点も不可欠と認識されている。国連や世界は、DEI (Diversity, Equity, Inclusion)が定着してきている。これから議論が必要。

現行の基本計画第1章国土強靱化の基本的考え方において、国土強靱化を推進する上での基本的な方針として、「女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じる」ことを明記しているところ。国土強靱化施策の推進に当たっては、SDGsで定めた社会課題との接点も多々あり、多様な人々がお互いを認め、一体感を持って取り組む必要があるところ。【内閣官房】

1. 第68回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

新たな国土形成計画の基本的な考え方(主な構成要素イメージ)

<p>計画期間</p>	<p>2050年さらにその先の長期を見据えつつ、今後概ね10年間(2023~2032年)</p>
<p>我が国国土が直面するリスクと構造的な変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の持続性、安全・安心を脅かすリスクの高まり ○ コロナ禍を経た暮らし方・働き方の変化 ○ 激動する世界の中での日本の立ち位置の変化 	<p>〈ポイント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ※直面する様々なリスクに関する危機感や社会経済の構造的な変化から見える新たな可能性について整理 ※人口減少の加速化など、国土の刷新が求められる時代の転換点にあるとの認識を強調
<p>目指す国土の姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ デジタルとリアルとの融合による活力ある国土づくり ○ 巨大災害、気候危機、緊迫化する国際情勢に対応する安全・安心な国土づくり ○ 世界に誇る多彩な自然と文化を育むグリーンな国土づくり 	<p>〈ポイント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ※次世代に向けた希望の持てる計画の理念、ビジョンの提示(多様性、豊かさの捉え方等) ※分野横断的・統合的なビジョンの提示(デジタル、グリーン、暮らし方・働き方等) ※国土構造のあり方に関わる東京一極集中の是正やスーパー・メガリージョンの進化等についての位置づけを整理
<p>国土の刷新に向けた重点テーマ(仮)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成 (重層的な官民パートナーシップ、関係人口や女性活躍等の地域人材の確保・育成等) ○ 持続可能な産業への構造転換 (脱炭素×災害リスク対応型産業への円滑な移行、地域産業の稼ぐ力の向上等) ○ グリーン国土の創造 (地域の脱炭素化、自然資本の活用拡大等) ○ 人口減少下の国土利用・管理 (地域管理構想の全国展開、国土管理DX等) 	<p>〈ポイント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ※実効性ある計画とするための推進方策・体制の具体化 ※横断的なテーマの位置づけを整理(地域人材のあり方、人々の活動を支える国土基盤のあり方等)

1. 第68回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

復興事前準備の取組内容について

- 復興まちづくりの体制や手順等を事前に検討しておくことで、被災後に早期かつ的確な市街地復興が可能となるよう、5つのポイントをガイドラインで明示（H30.7公表）
- また、復興事前準備の取組には、都市防災総合推進事業（防災・安全交付金）を活用可能

復興事前準備の5つのポイント

体制

復興体制の事前検討

復興まちづくりを進めるにあたり、どのような体制で、どの部署が主体となって進めていくのかを明確に決めておく。

手順

復興手順の事前検討

どのような時期に、どのような対応が生じるのかを把握、整理し、どのような手順で実施していくのかを決めておく。

訓練

復興訓練の実施

職員が市街地復興への理解と知見を得るための、復興訓練を実施する。

基礎データ

基礎データの事前整理、分析

どのような基礎データがあるのかを確認し、まちの課題を分析する。
不足データの追加・充実、継続的な更新等、基礎データを整備しておく。

目標

復興における目標等の事前検討

市町村での被害想定とまちの課題をもとに、被災後の復興まちづくりの目標と実施方針を検討しておく。

1. 第68回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

復旧・復興まちづくりサポーター制度について

<制度概要>

・「堆積土砂排除事業」「復興まちづくりのための事前準備」の2分野について、経験を有しており、他の地方公共団体へノウハウを伝授できる地方公共団体の職員及びOBを「復旧・復興まちづくりサポーター」として登録するとともに、サポーターからノウハウを受け継ぎ自らの対応力を高め、相互の意見交換等を通じて、全国的に取り組みを波及させる一助としたいと考える地方公共団体（「パートナー都市」）からなる「都市安全ネットワーク」を形成することで、全国における取り組みの推進・質の向上を図る。

1. 復旧・復興まちづくりサポーター

分野

- ・「堆積土砂排除事業」分野
- ・「復興まちづくりのための事前準備」分野

サポーターとなる方々

- ・当該分野について経験を有しており、他の地方公共団体へノウハウを伝授できる地方公共団体の職員またはOBであって、所属している地方公共団体から登録の申請があった者
- ・登録期間は2年（辞退の申し出がない場合は延長）

サポーターの役割

- ・他の地方公共団体に対する助言等による取組の支援
- ・セミナー・研修等の講師などによる知見・ノウハウの継承

2. 積極的に取り組もうとする地方公共団体（パートナー都市）

対象市町村

- ・制度の趣旨に賛同し、自らの市町村の対応力を高め、全国的に波及する一助としたいと考える地方公共団体

選定

- ・国の公募（年に1回）に対して応募 ※定期的な公募以外でも、応募は随時受付